

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	給水装置修繕	
契 約 内 容	給水管が破損し、道路で漏水が発生しているため、道路を掘削して行う給水管の修繕。	
契 約 期 間	平成31年1月17日から平成31年2月14日	
契 約 締 結 日	平成31年1月17日	
契 約 相 手 方	(株)水野設備	
契 約 金 額	597,240円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	給水管から漏水しており、道路の陥没等による事故を防止するため、一刻も早い修繕が必要であった。そういった状況の中で、迅速に修繕を実施できる業者を選定したものである。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課	
件 名	橋中・木津第二雨水幹線整備工事（その１２）	
契 約 内 容	施工延長L=26.7m ボックスカルパート□2200×1800 26.7m	
契 約 期 間	平成31年1月25日～平成31年6月28日	
契 約 締 結 日	平成31年1月24日	
契 約 相 手 方	吉永建設工業株式会社 犬山支店	
契 約 金 額	1,666,080円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	本工事は、扶桑町内において雨水幹線整備工事としてボックスカルパート布設を行うものであるが、現在、橋中・木津第二雨水幹線整備工事（その9）において推進工事を行っており、クレーンや設備の配置により、推進工事との綿密な調整が必要な箇所についての設置工事である。工事は渇水期中に完了する必要がある、推進工事の進捗により施工時期が左右されてしまう為、橋中・木津第二雨水幹線整備工事（その9）と同業者に請負せることにより限られた期間の中で施工するよう調整を図るものである。 施工者については、同区間の橋中・木津第二雨水幹線整備工事（その9）を受注している吉永建設工業株式会社とし、契約金額は、橋中・木津第二雨水幹線整備工事（その9）との諸経費調整を行い、同工事の請負率を乗じて算出するものとする。これにより、単独工事として入札を行うよりも有利な金額で契約を締結することができる見込みがあるため、随意契約とする。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課	
件 名	橋中・木津第二雨水幹線整備工事（その10）付帯工事	
契 約 内 容	舗装工 A=435m ² 構造物取壊し工 一式 付帯工 一式	
契 約 期 間	平成31年1月29日～平成31年7月31日	
契 約 締 結 日	平成31年1月28日	
契 約 相 手 方	近藤建設株式会社	
契 約 金 額	2,424,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	○ 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>当該工事は、現在施工中の橋中・木津第二雨水幹線整備工事において、当初ではボックスカルバート埋設工事（以下本体工事）完了後、各工事で舗装復旧を行う予定としていたが、同一事業者であり道路管理者である扶桑町と協議をした結果、仕上がりの品質向上や交通規制期間の短縮のため、一括施工を行うよう変更したことによる舗装復旧工事である。</p> <p>当該工事は、本体工事完了後に自然転圧期間を設け、埋戻土が落ち着いた段階で行うことが望ましいことや、その期間中の仮舗装の管理責任を明確にする必要があることから、本体工事と同業者行うことにより確認、管理が可能となる。また、橋中・木津第二雨水幹線整備工事には複数業者が施工しているが、工程調整の結果、完了が最後になる業者に請け負わせることにより、他の業者が施工完了後速やかに完了することが可能となる。</p> <p>以上のことにより、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に該当するとし、近藤建設株式会社と随意契約するものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課	
件 名	体育館跡地広場整備付帯工事（その2）	
契 約 内 容	ハンドホール設置工 N=1 基 グレーチング設置工(240用) N=145枚 As舗装工（t=50）A=35m ² 園路路盤工（t=50）A=240m ²	
契 約 期 間	平成31年2月15日～平成31年3月22日	
契 約 締 結 日	平成31年2月14日	
契 約 相 手 方	（株）いしだ建設	
契 約 金 額	2,241,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	○ 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本工事は、(株)いしだ建設と契約している交付金事業である体育館跡地広場整備工事と同一工事箇所内の付帯工事であり、交付金対象とならない既設管を将来活用できるようにバイパスの役割を果たすハンドホール・FEP管の設置や園路の表面整形等を別途工事にて発注するものです。同一受注者に施工させる場合には、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することのほか、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等において設計額を安価に計上できる見込みであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に該当するとし、(株)いしだ建設と随意契約するものです。</p> <p>なお、本工事の設計金額は、体育館跡地広場整備工事との合算による諸経費調整を行い、算出しており、契約金額については本工事の設計額に体育館跡地広場整備工事の請負率を乗じた額とします。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課